

令和3年度八幡浜地区施設事務組合消防本部
甲種防火管理新規講習実施要領

1 講習の目的

消防法施行令第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火管理者の資格を付与すること。

2 講習日時及び場所

日 時 令和3年8月4日（水）9時30分から17時00分
令和3年8月5日（木）9時00分から15時00分の2日間
場 所 八幡浜市保内町宮内1番耕地127番地
八幡浜市中央公民館保内別館 2階大会議室

3 講習内容及び時間

講 習 時 間			講 習 内 容
8／4	水	9時30分から 9時45分まで	開講式・主催者挨拶
		9時45分から 11時45分まで	防火管理の意義及び制度
		12時45分から 14時45分まで	火気管理
		15時00分から 17時00分まで	施設及び設備の維持管理
8／5	木	9時00分から 11時00分まで	防火管理に係る消防計画
		11時10分から 12時00分まで	防火管理に係る訓練及び教育
		13時00分から 14時40分まで	防火管理に係る訓練及び教育（実技）
		14時50分から 15時00分まで	閉講式・修了証交付

4 受講申込み

受講希望者は、別添受講申込書により、令和3年6月14日（月）から7月16日（金）までに八幡浜地区消防本部予防課、又は各分署に申し込みをしてください。メール及びファックスによる申し込みの場合は受講申込書の記入要領に記載のメールアドレス、ファックス番号宛に送信してください。消防本部予防課での受付は土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。なお、定員60名になり次第、受付を締め切ります。

5 修了証の交付

講習の全課程を修了した者に、修了証を交付します。

6 受講料

受講料は無料です。ただし、テキスト代3,800円が必要です。受講当日に受付で集金しますので、必ずおつりのいらないようにお願いします。

7 その他

- (1) 受講者は、所定の時刻までに身分証明書（各種免許証等）を提示し、指定の席に着席してください。
- (2) 駐車場には限りがありますので、乗り合わせていただくようお願いします。
- (3) 受講者の安全確保のために受講日に平熱比1度超過の方、息苦しさ・強い倦怠感、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方、新型コロナウイルス感染症陽性とされた

方との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方、マスクを着用されていない方は受講できませんのでご注意ください。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の流行状況によって延期又は中止となる場合があります。その場合は当消防本部ホームページにて掲載いたします。ホームページの閲覧できない方は電話にてお問い合わせください。

※ 問合せ先

八幡浜地区施設事務組合

消防本部予防課 23-0119 第一分署 53-0311

第二分署 36-3119 第三分署 33-3349

※ 郵送による申込みの場合（7月16日（金）必着）

受講申込書を封入し、下記へ送付してください。

〒796-0010 八幡浜市松柏丙796番地

八幡浜地区施設事務組合消防本部予防課

・会場および駐車場位置図

